

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 3 月 1 3 日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

懲罰特別委員会の構成について	3
----------------------	---

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年3月13日（木）午前8時59分～午前9時06分					
場 所	第2委員会室					
出席理事 （7名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳
	理 事	川原口	宏 之	理 事	安 斉	あきら
	理 事	松 本	みつひろ			
欠 席 理 事	（なし）					
理事以外の 出席議員	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	おおつき	城 一
出席理事者	（なし）					
事務局職員	事 務 局 長	森	雅 之	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 長 担 当 係	武 士	清 亮
	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男	担 当 書 記	橘 川	敦 江

(午前 8時59分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

本日もこの後10時から予算特別委員会が予定されておりますので、9時45分をめぐり協議を終了したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

《懲罰特別委員会の構成について》

脇坂理事 それでは、昨日に引き続き懲罰特別委員会の構成についてです。

発議者の扱い、委員定数について及び会派別人数構成について議論をしており、昨日議長から私案をお示しいただきました。発議者が委員となる場合は、委員定数の過半数を超えない人数とし、正副委員長にはならないようにする、委員定数は、議員全員を委員とするものを除いた4つの特別委員会の定数に倣って協議するという案でした。本日は、議長の私案を基に協議をし、会派別の人数構成も含めて決めていきたいと思います。

それでは、まず会派の意見について報告をお願いしたいと思います。

矢口理事 昨日議長から御提案いただいたものを会派のほうに持ち帰りまして、うちの会派としてはおおむね議長からお示しいただいた提案でいいだろうという合意は取れました。中の発議者の人数の割合などはちょっとまた御相談かなと思いますが、おおむね12人の枠というところと、過半数を超えない、正副は外すというところでの合意が取れたというところで、一応御報告です。

脇坂理事 矢口理事、会派別の人数構成についてもお示しいただきたいと思います。

矢口理事 会派別人数構成に関しては、4つの特別委員会のうち最も妥当だろうという意見が出ていますのがDX・議会改革になります。

山田理事 私たちの会派としても、議長から提案された内容について、大丈夫でしょうという話でした。特に人数構成については、DX・議会改革がよいのではないかといいところではあります。

ひわき理事 うちの会派でも、議長からお示しいただいた構成でよいのではないかと。構成というか、過半数を超えない形で発議者が入る、正副委員長はやらないという形で組めればいいんじゃないかというふうにとまっています。人数構成に関しては、DXか災対は、非交渉会派が4名というふうに御希望されていたので、どちらかは該当するかなと思っております。どちらにしても、交渉会派の人数としては、今のところ災対だと4人、DXだと3人で、非交渉会派の方の中に発議者がどれくらい入るかということはまだ見えてない部分ではあるんですが、現状で既に過半数は超えない形になっていると考えています。どちらかであればよいかと思います。

川原口理事 発議者が委員の過半数を超えない人数とするという点と、正副委員長にはならないという点について、私どももそのとおりだと。それから、委員定数については従来の特別委員会の定数に倣って協議するということについてもそのとおりだと思います。それから、会派別の人数構成については、D X・議会改革か災害対策・防犯かどちらかだと思っています。

安斉理事 私どもの会派は、人数構成はD X・議会改革でよろしいのではないかなと思ってございます。この間、議長のほうでいろいろと思案していただいて出たので、私どもはあくまでも、この懲罰委員会の開始のときに議長の対応を尊重しますというところできていますので、議長が御判断なされたのであれば、私ども会派の主張として、筋論からすると、議長が提案したことに異議というのはちょっとおかしな——合理性がなければあれですけれども、一定の合理性が担保されるだろうということで結論に至りました。

なお、今回こういう形でやるということですから、今後もこれでいくんだらうなという理解をさせていただいております。

松本（み）理事 昨日議長から示された私案ですけれども、その前のタイミングで会派から申し上げた意見とおおむね合致しているというところから、議長私案の内容で取り進めたいというのが会派の意見となります。構成ですけれども、災対の構成を採用すると交渉会派から4人の発議者というものが参加するということになり、そうすると非交渉会派の中からどなたが参加するのかということに対して制約がより強くかかってしまうということから、D Xの構成であれば非交渉会派から何人出るかということの自由度が少し高まってくるという観点で、D Xの構成が適切ではないか、そういった議論になりました。

脇坂理事 皆さん、ありがとうございました。おおむねまとまってきたかなと思います。最後、会派別の人数構成ということで、先ほど災対でもいいのではないかと主張されていた理事がひわき理事と川原口理事ということでしたけれども、今、D X・議会改革特別委員会の枠組みでいいのではないかという意見が多く見られた中で、そちらのほうで進めるということはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 ありがとうございます。それでは協議がまとまりました。懲罰特別委員会の構成について、委員定数は12人とし、委員のうち発議者の人数は4から5人程度とすること、また会派別人数構成はD X・議会改革に関する特別委員会と同じ人数構成とすることによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、各会派は個名をできれば本日中に事務局までお知らせください。非交渉会派については事務局で確認をお願いいたします。

本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前 9時06分 閉会)